

熊本県墓地等許可事務処理要領

墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の許可関係事務については、墓地埋葬等に関する法律（以下「法」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）及び墓地埋葬等に関する法律施行細則（以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 許可の基準

1 墓地等の必要性並びに永続性及び非営利性の確保

墓地等の経営については、需要に応じた適切なものでなければならず、また、その永続性と非営利性が確保されるものでなくてはならない。

許可にあたっては、墓地等の必要性並びに永続性及び非営利性のほか、経営主体の適格性、経営の規模、設置場所及び構造設備について、審査が行われる。

2 経営主体

墓地及び納骨堂の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難い事情がある場合は次によることができる。また、火葬場の経営主体は、地方公共団体に限るものとする。

(1) 宗教法人

健全な経営を維持していける確固とした財政的基盤と組織を有するものであること。

(2) 公益財団法人

基本財産は、少なくとも墓地予定地及び納骨堂の財産価値と同等以上であること。

(3) その他

上記(1)(2)のほか、なおやむを得ない事情がある場合には、次によることができるものとする。

ア 認可地縁団体

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による町村長の認可を受けた団体

イ 管理組合等

墓地及び納骨堂を経営する組織としての規約と執行機関を有する複数人以上（自然人）からなる管理組合及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（ただし、アを除く。）で、地元町村長が経営主体として適当であると認めるとき。ただし、墓地及び納骨堂は、敷地は組合員又は構成員が共有し、使用するものとする。

ウ 集落営

墓地及び納骨堂を経営する組織としての規約と執行機関を有しない既存の集落営墓地及び納骨堂については、イに規定する管理組合等による経営が行われ

るとき。ただし、その使用は管理組合等の例によるものとする。

エ 個人経営

山間等人里遠く離れた場所で、墓地の設けが全くなく、新設の必要があるとき、公共事業等により移転を余儀なくされる場合で付近に墓地がないとき、又は既存墓地を利用できない等真にやむを得ない事情があるとき。

なお、移転地についても、県規則第5条第1号規定の適用を受ける。

3 墓地の構造設備

構造設備の基準は、別添「墓地計画標準について」（昭和34年5月11日建設省発計第25号建設事務次官通知）を参考にするものとする。（逐条解説書52ページ参照）

4 その他

(1) 墓地等の新設又は拡張の場合の許可申請にあたっては、申請地の近隣住民、隣接土地所有者及び近隣市町村等に対し、その理解と協力が得られるよう、事業概要等について十分な説明を行うようにしていること。

(2) 墓地等の敷地は、原則として自己所有地（土地所有権登記済）とし、かつ、抵当権等の制限物権が設定されていないこと。ただし、いまだ土地の所有権が、登記簿上申請者の名義になっていない場合でも、土地売買契約又は土地売買予約契約が締結されている場合は、認めるものとし、この場合、速やかに所有権移転をし、土地登記事項証明書の提出を求めるものとする。

なお、敷地が他人の所有に属する場合は、墓地等経営のための地上権の設定について土地登記簿に登記されていること。

(3) 資金計画が健全であること。

(4) 公益財団法人にあつては、墓地及び納骨堂の経営及びこれに付随する事業を行い、定款に墓地及び納骨堂の経営に関する規定があること。

なお、収益事業については、次のことが求められる。

ア 公益財団法人が収益事業を行う場合の規模は、公益事業発展確保のため必要な程度のものとする。

イ 収益事業から生じる利益は、当該法人の健全な運営に使用するものを除き、公益事業のために使用されるものであること。

(5) 宗教法人にあつては、壇信徒以外をも対象とする墓地及び納骨堂を経営する場合には、当該法人の規則に墓地及び納骨堂の経営に関する規定があること。

(6) 墓地等の新設又は拡張にあつては、近隣住民、隣接土地所有者及び近隣市町村の理解が得られていること。

(7) 墓地の経営規模として、墓地の面積及び墳墓の基数は、公益財団法人及び宗教法人にあつては、申請地の所在する町村及び近隣市町村の都市計画に合致し、適正規模のものであること。

(8) 他の法令による許可等

墓地等の許可申請時には、関係法令による許可等が得られていること。

なお、申請時に、これらの許可等が得られていない場合には、申請者から提出

された文書等から申請者と関係する機関とが協議中等であり、かつ、許可等が得られることについて相当確実と認められるものであること。

他の法令には、概ね次のようなものがある。都市計画法、宅地造成等規制法、建築基準法、森林法、農地法、自然公園法、国土利用計画法、自然環境保全法、砂防法、文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律等

(9) 県規則第5条1号にいう用語の定義は、次のとおりとする。

ア 道路とは、道路法に規定する市町村道以上の道路をいう。

イ 河川とは、河川法に規定する一級河川及び二級河川をいう。

ウ 道路及び河川に沿わないとは、概ね10m以上離れていることをいう。

エ 人家とは、人が居住している建造物をいう。

オ 人家から200mとは、当該地の先端から、墓地区域の先端までの最短距離をいう。

第2 申請にかかわる事務処理

1 経営許可申請

(1) 次のような場合は、経営許可申請として取り扱うこと。

ア 施設の大部分が変更され、以前に許可を受けた墓地等と同一性が失われる場合（これまでの許可の廃止許可申請も併せて行うよう求めること。）

イ 経営許可を受けている既存個人墓地を相続等により経営する場合

ウ 土地登記簿上の地目が単に墓地であるに過ぎない土地（墓地のこん跡が全く認められない場合）に墳墓等を設置する場合

(2) 墓地等の許可申請の時期は工事着手前とし、工事の着手は許可後とする。

(3) 墓地の許可申請書は、申請者（経営者）本人からの提出を求め、受理に際しては、単なる名義貸しによる申請を未然に排除できるよう、経営の意思等を十分に確認すること。

(4) 許可申請にあたっては、墓地等の公衆衛生上の観点から、申請者に対し次の書類を求めるものとする。

ア 墓地用地の周囲200m内、火葬場施設から400m内に人家がある場合は、当該家屋の所有者及び居住者（世帯主）の同意書。ただし、同一敷地内での火葬場施設の新築等の場合はこの限りでない。

イ 墓地及び火葬場の許可申請の場合は、隣接土地所有者の同意書。ただし、公衆衛生上支障がないと認める場合はこの限りでない。

(5) 県規則第2条第9号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

ア 市町村等地方公共団体による墓地等の許可申請の場合は、予算書の写し

イ 宗教法人による墓地及び納骨堂の許可申請の場合は、当該法人の規則、墓地及び納骨堂の使用規則、責任役員会の同意書及び門徒総会の同意書、財産目録

ウ 他の法令による許可又は許可を要するものにあつては、その許可書又は許可書の写し

- エ 申請時において土地の所有権が登記簿上申請者の名義になっていない場合は、売買契約書又は売買予約契約書の写し（速やかに、所有権移転登記をし、土地登記事項証明書の再提出を求めること。）。また、他人の土地を使用する場合は、墓地等経営についての地上権設定の登記がなされている土地登記事項証明書
 - オ 墓地及び納骨堂の許可申請者の印鑑登録証明書
 - カ 墓地需要見込調書（把握の根拠を明確にした資料）
 - キ 墓地等の造成（建築）工事に必要な資金調達計画書及び所要経費見積書並びに墓地経営収支見込書（5箇年分）
 - ク 墓地等の敷地の実測平面図、現況写真、土地利用計画図及び排水流末箇所に係る関係者の同意書
 - ケ 認可地縁団体にあつては、規約、構成員名簿、墓地又は納骨堂の経営に関し、規約に定められた手続を経たことを証する書類及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規程による町村長の認可を受けたことを証する書類
 - コ 管理組合等にあつては、規約、組合員若しくは構成員名簿、墓地又は納骨堂の経営に関し、規約に定められた手続を経たことを証する書類及び経営主体としての適格性に関する地元町村長の意見書
 - サ その他、当該地において特に必要と認める書類
- (6) 県規則第2条第8号に規定する墓地等の経営に係る管轄町村長の意見書は、申請者において求めるものであるが、次の事項が記載されたものであること。
- ア 申請に係る墓地及び納骨堂の新設又は拡張の必要性
 - イ 墓地及び納骨堂の申請については、当該町村の都市計画、土地利用計画、防災計画等との整合性。ただし、納骨堂の場合で、寺院・教会の一隅に建設する場合はこの限りでない。
 - ウ 墓地及び納骨堂の新設について、当該町村の計画の有無
 - エ 墓地及び納骨堂の新設又は拡張についての、反対陳情等の有無
 - オ その他参考となる事項

2 変更許可申請

- (1) 墓地等の変更許可申請は、上記の経営許可申請に準じて行うものとする。
- (2) 県規則第3条第1項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、1の(5)及び(6)に掲げる書類のうち、変更申請に係るものとする。

3 廃止許可申請

- (1) 墓地又は納骨堂の廃止許可申請は、改葬完了後に申請させるものとする。
- (2) 県規則第3条第2項に規定する知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - ア 墓地又は納骨堂の廃止許可申請の場合で、改葬を必要とするときは、その完了を証する書類
 - イ 地方公共団体による廃止許可申請の場合は、議会の議決を経たことを証する書類
 - ウ 宗教法人、公益財団法人、認可地縁団体又は管理組合等による廃止許可申請の

場合は、規則、定款又は規約に定められた手続を経たことを証する書類

4 現地調査

墓地等の許可申請書を受理したときは、申請者に立会いを求め、申請地の所在、面積及び設置場所基準等必要な事項について現地調査を実施するものとする。

5 着工及びしゅん工の届出

墓地等の設置等に伴う工事に着工したとき、又はその工事がしゅん工したときには、別紙の例により、速やかに工事着工届及び工事しゅん工届の提出を求めるものとする。ただし、墓地の許可区域を、数工期にわたって施行する場合は、その工期毎に工事着工届及びしゅん工届の提出を求めるものとする。

6 確認検査

墓地等の工事しゅん工届を受理したときは、速やかに、申請者の立会いを求め、工事のしゅん工状況を検査し、確認するものとする。

第3 その他

許可証交付の際には、墓地等の経営許可後、これら施設の造成工事中、あるいは完成後においても、地域住民との紛争を生じることがないように、申請者に対し、十分な説明を行うことを求めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和63年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、施行の日以後に許可の申請があったものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県墓地等許可事務処理要領に規定する公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例財団法人を含むものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

着 工 届

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約年月日 平成 年 月 日
- 4 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

上記工事 年 月 日着工いたしましたのでお届けします。

年 月 日

様

住 所
氏 名

し ゅ ん 工 届

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 実施しゅん工 年 月 日

上記のとおりしゅん工しましたからお届けします。

年 月 日

様

住 所
氏 名